

資料6

26.9.26 生活困窮者自立支援制度
全国担当者会議

一時生活支援事業の運営の手引き(案) について

※手引き(案)は現時点でのものであり、今後変更があり得る。

一時生活支援事業の運営の手引きに関する調査研究について

(1) 事業名

一時生活支援事業の運営の手引きに関する調査研究

(2) 目的

生活困窮者自立支援法が平成27年4月に施行されることを見据え、一時生活支援事業について、全国で活用できる実践的な運営の手引きを作成することにより、事業効果の向上並びに支援の現場での円滑な事業実施に資することを目的とする。

(3) 事業の概要

【実施機関】 エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社

【調査期間】 平成26年4月7日～平成27年3月31日

【事業内容】

- ・一時生活支援事業の運営手引きを作成する。
- ・現場で活用しやすい手引きを作成するため、自治体等に訪問ヒアリング調査を実施する。
※検討委員会を下記のとおり設置し、手引き内容の検討を行う。

「検討委員会」〔委員〕（五十音順・敬称略。○は委員長。）

- | | |
|--------|-------------------------------|
| ○ 岡部 卓 | 首都大学東京・大学院人文科学研究科教授 |
| 垣田 裕介 | 大分大学大学院福祉社会科学研究科准教授 |
| 笠原 正之 | 社会福祉法人みおつくし福祉会 自立支援センターおおよど所長 |
| 立岡 学 | 特定非営利活動法人 ワンファミリー仙台 理事長 |
| 寺崎 大智 | 中高年事業団やまて企業組合 専務理事 |
| 森松 長生 | 特定非営利活動法人 抱樸 常務理事 |
| 山田 壮志郎 | 日本福祉大学社会福祉学部准教授 |

※ 最終的には、調査研究事業の成果を行政文書化してお示しする予定。

「一時生活支援事業の運営の手引き(案)」の構成について

第Ⅰ章 一時生活支援事業とは

- 1 生活困窮者自立支援制度と一時生活支援事業
- 2 一時生活支援事業の全体像
- 3 生活困窮者自立支援法とホームレス対策の各事業との関係

第Ⅱ章 一時生活支援事業の 立ち上げと体制整備

- 1 推進体制の整備と運営方法
- 2 運営

第Ⅲ章 一時生活支援事業の業務と連携

- 1 一時生活支援事業の業務
- 2 事業の実施・運営上の具体的な方法
- 3 一時生活支援事業と自立相談支援事業との連携

第Ⅳ章 個人情報の保護・リスクマネジメント

- 1 一時生活支援事業に求められる個人情報の管理と
守秘義務

第Ⅴ章 一時生活支援事業の計画と評価

- 1 事業計画
- 2 事業評価

第Ⅵ章 参考事例集

第Ⅶ章 参考資料

- 1 参考様式例
- 2 Q&A集

(ポイント1) 一時生活支援事業について

概要

○ 「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」の報告書の内容を踏まえ、現在ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法を踏まえ実施されているシェルター事業等を制度化するもの。

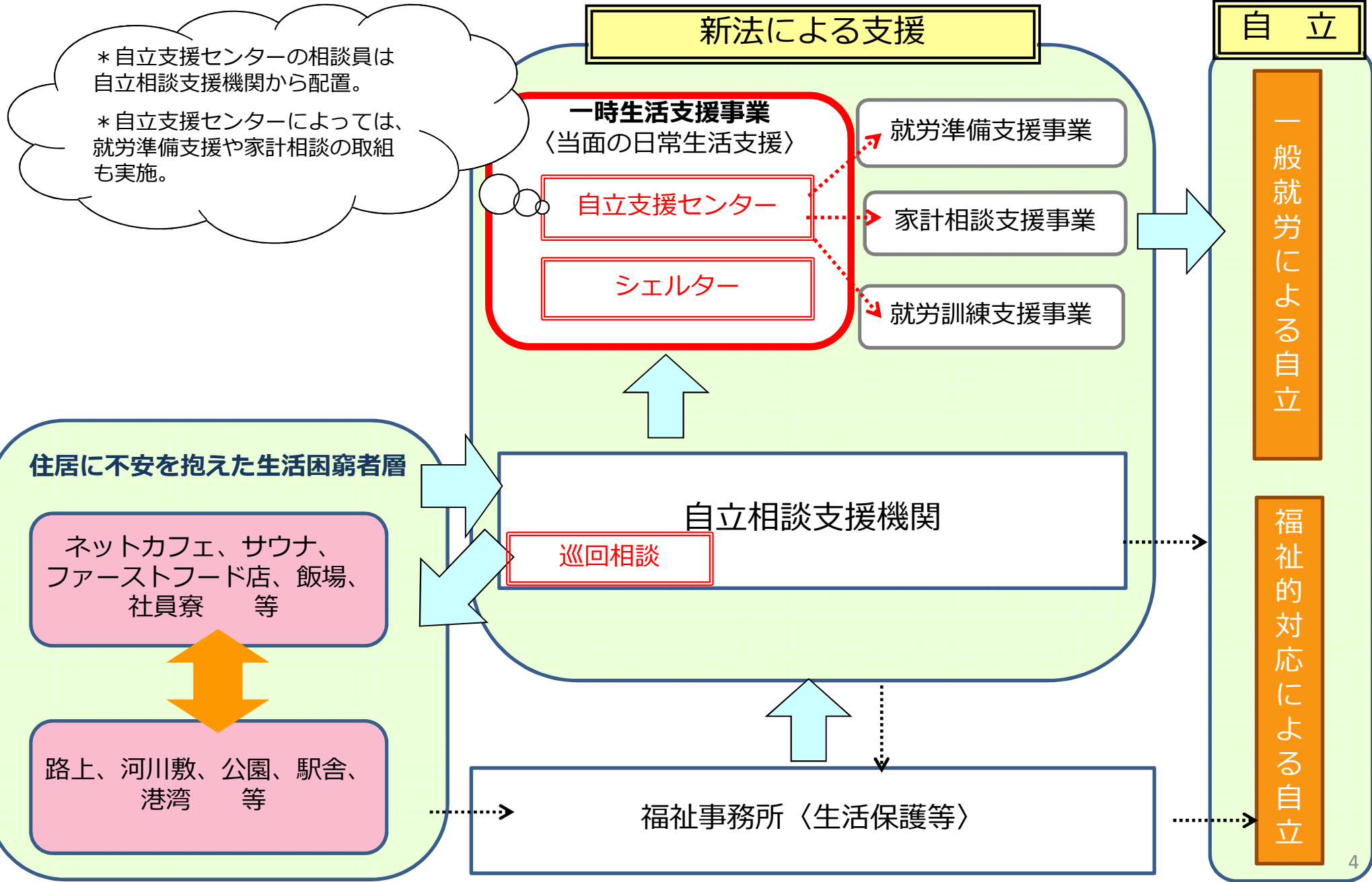
◆ なお、シェルター事業以外のホームレス自立支援センター、ホームレス巡回相談等のホームレス対策事業についても、以下の観点から新法の枠組みを活用して実施。

⇒ 参考

- ① 新法はホームレスやそのおそれのある層も含めて、広く生活困窮者を対象に、これまで以上に効果を発揮できる包括的な支援を実施するものである。
- ② 路上のホームレスは減少傾向にある中、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」は、期間を定めて重点的に対策を実施する特別措置法であり、恒久的な制度ではない。
- ③ 現在のホームレス対策は、リーマンショックを受けた緊急的な措置として、全額国費で実施することとしたものである。この全額国費という財源構成は、将来にわたって、持続的に維持できるものではない中で、新法への位置付けにより安定的な財源確保が可能となる。

生活困窮者自立支援法施行後のホームレス支援（イメージ）

参考



支援の内容

- 住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、原則3ヶ月間(最大で6ヶ月間)、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施。
- なお、職員配置に係る費用については、一時生活支援事業には含まれておらず、自立相談支援機関の相談員が必要に応じて支援を実施。 → 参考

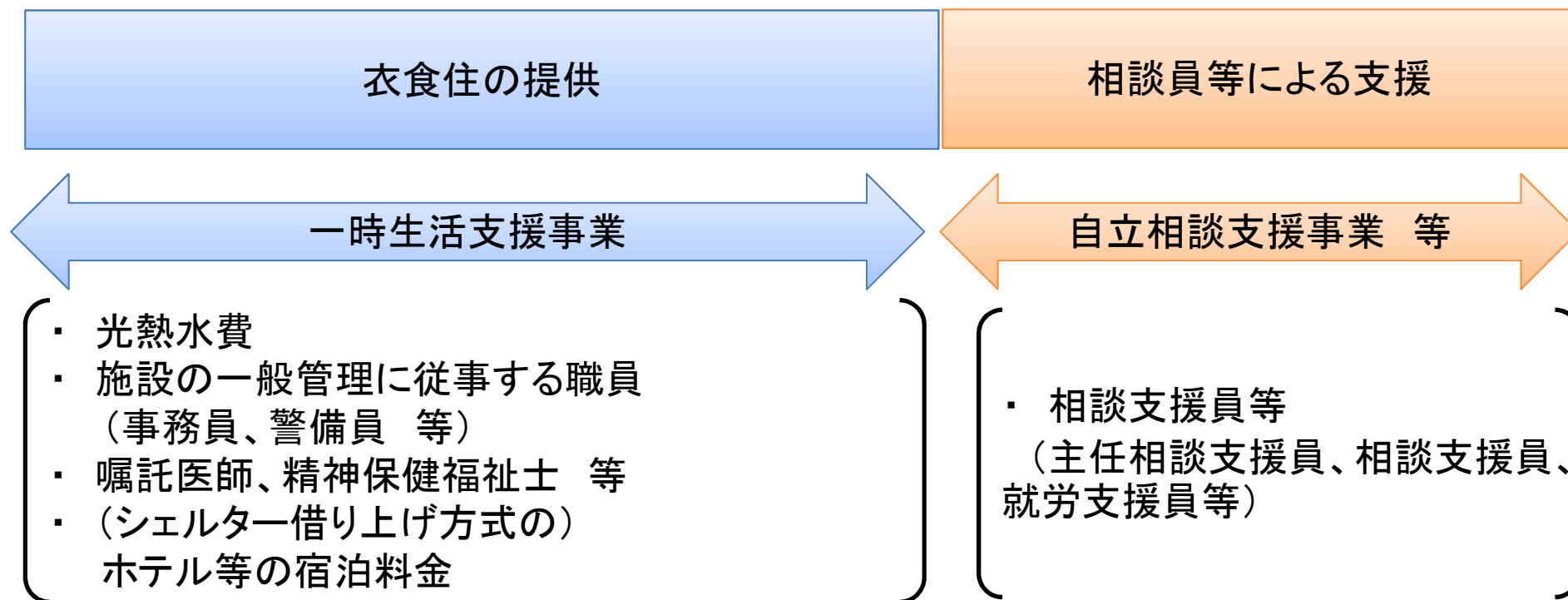
ねらい

- 自立相談支援事業と緊密に連携し、又は一体的に運用することにより、利用中に、課題の評価・分析(アセスメント)を実施し、就労支援、更には就労につなげるなど、現行以上の効果的な支援を行う。
- 住居を持たない生活困窮者に衣食住というサービスを確保するとともに、状況によっては、本事業を利用している間に、仕事を探し、アパート等を借りるため等の資金を貯蓄し、自立。

一時生活支援事業と自立相談支援事業による支援

参考

- 現在のホームレス自立支援センター及び一部のシェルターでは、衣食住の提供とともに、生活相談員等を配置し、就労自立に向けた支援を一体的に実施しているところがある。
- 新法施行後も各事業の財源を活用し、一体的な支援を実施することができる。



(ポイント②) 一時生活支援事業と生活保護制度との関連について

(1) ホームレスは最低限度の生活を送ることができないと考えられるが、生活困窮者に含まれるか。

- 生活困窮者自立支援法(新法)では、生活困窮者の定義として、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくおそれのある者」としている一方で、ホームレス特措法には、「健康で文化的な生活を送ることができないでいる」との規定があり、実際、ホームレスの生活実態を見ると、最低限度の生活を維持できず、生活保護基準以下の生活を営んでいる層も少なからず含まれている。
- しかしながら、新法の趣旨は、生活保護法の対象となる者以外に広く包括的な支援を提供することであり、ホームレスも当然その対象となるものである。法案の検討段階において、シェルター事業等を参考に一時生活支援事業を創設することとしたのは、こうした考えを表すもの。
- 実際に、現にホームレス状態に置かれている者が、生活保護の開始決定までの間、あるいは就労による自立に至る間は、衣食住をはじめとした支援が必要である。

(2) 生活保護の開始決定までの期間における新法による事業利用の可否について

- ホームレス状態に置かれている者が、生活保護の開始決定までの間、あるいは就労による自立に至る間は、衣食住をはじめとした支援が必要である。
- このため、支援機関におけるアセスメントの際、又は、一時生活支援事業の利用期間中に、本人より保護申請がなされ、その後、所得状況等を確認を経て保護開始決定に至るまでの期間、一時生活支援事業による支援を行って差し支えない。

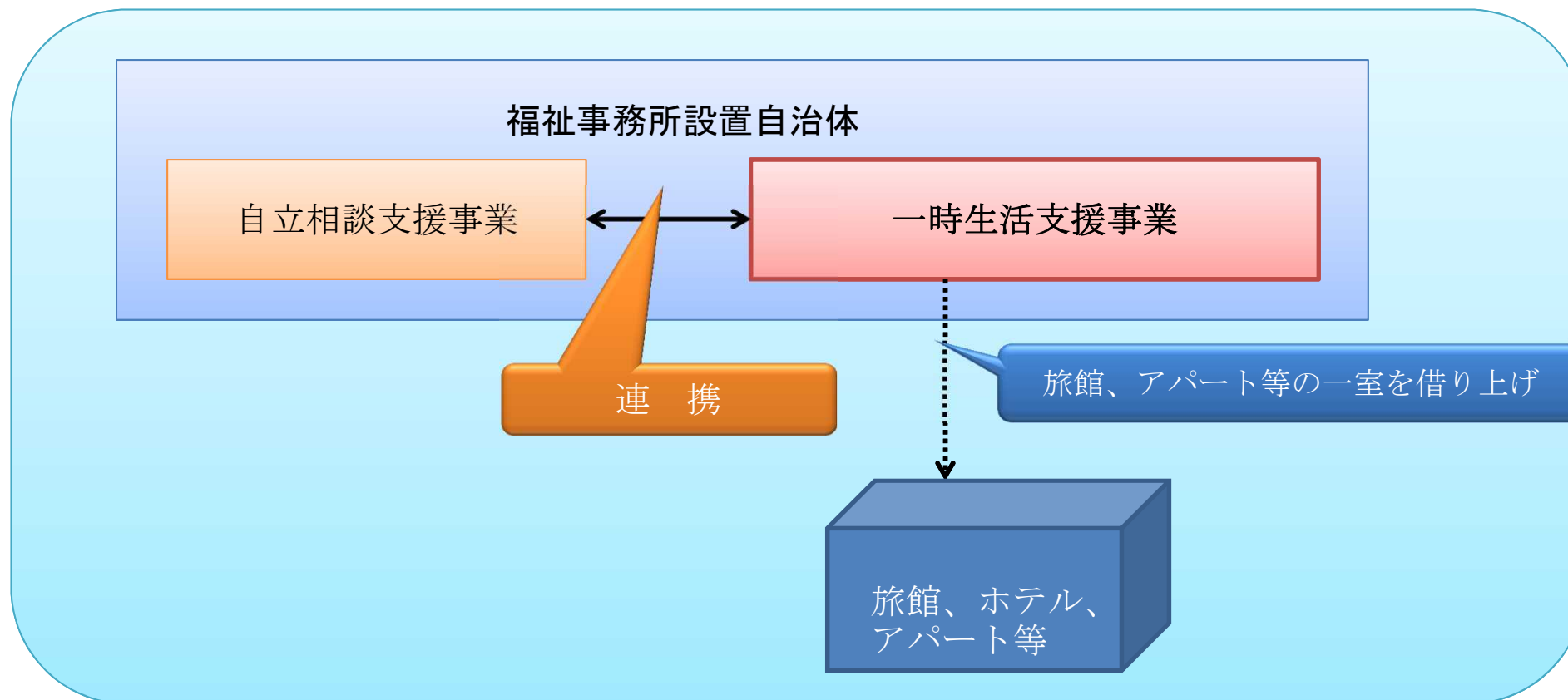
(3) 一時生活支援事業利用中の医療の取扱いについて

- 現在の運用上、自立支援センター等の利用者の中には、公的医療保険に加入していないケースも少なからず見られる。
- こうした場合に医療機関への受診が必要となった際の対応として、利用施設からの退去が余儀なくされるといった事態が生じないような方法を検討中。
- なお、現在の運用上、一部自治体ではホームレス自立支援センターと無料低額診療所とが連携しており、このような運用も参考にする。

(ポイント③) 現在の運用状況を踏まえた事業実施の類型イメージ

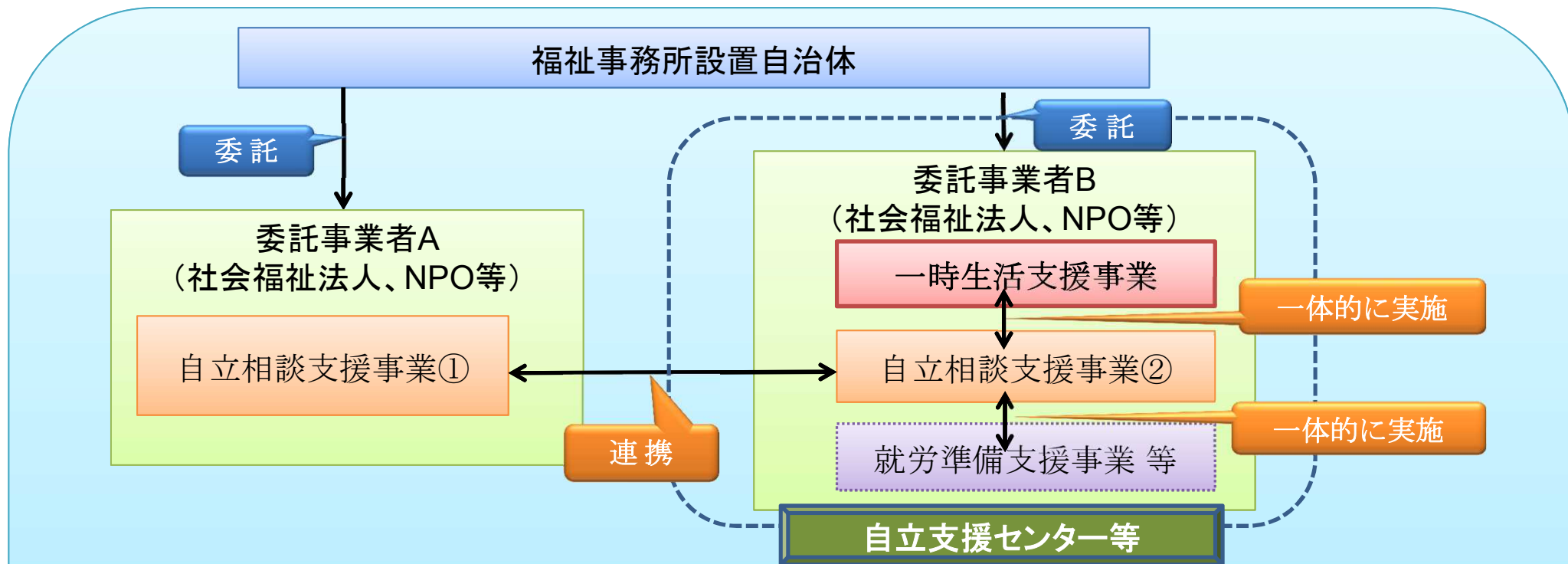
パターン1: 直営により借り上げ形態により実施

- 借り上げ形態によるシェルター事業(ホテル、またはアパート等の一室を借り上げる形態により実施するもの。)が移行するもの。
- 自治体が一時生活支援事業を直営により実施することが考えられる。



パターン2: 委託により施設を活用して実施

- 社会福祉法人やNPO等への委託により、施設を活用して自立相談支援事業等と一体的に実施するもの。
- 現行のホームレス自立支援センターの運用があてはまるものと考えられる。



➤ 自立相談支援事業を事業者Aと事業者Bに分割して委託する方法が考えられる。このほか、自立相談支援事業を受託した事業者Aが、ホームレス支援に関する部分を別の事業者Bに再委託する方法や、複数の事業者が共同で自立相談支援事業を受託する方法も考えられる。

一括して事業者Aに委託して事業者Bと連携して支援に当たることも可能であるが、これまでのホームレス支援の実績・ノウハウの有無や支援の継続性の観点を踏まえることが重要。

➤ 現行の自立支援センターが、就労準備支援事業に相当する支援等も含め、利用者のニーズに合わせて多様な支援を包括的に実施することにより相乗的な効果を上げていることを踏まえるべきである。